

広島県告示第二百二十号

広島県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

広島県建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年広島県告示第二百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(閲覧の場所等) 第二条 (略)			(閲覧の場所等) 第二条 (略)		
名称	場所	建築計画概要書等	名称	場所	建築計画概要書等
建築計画概要書等西部閲覧所	広島市南区比治山本町 広島県西部建設事務所	竹原市、大竹市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡の区域内における建築物、建築設備又は工作物に係るもの	建築計画概要書等西部閲覧所	広島市南区比治山本町 広島県西部建設事務所	竹原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡の区域内における建築物、建築設備又は工作物に係るもの
建築計画概要書等北部閲覧所	三次市十日市東四丁目 広島県北部建設事務所	三次市、庄原市及び安芸高田市の区域内における建築物、建築設備又は工作物に係るもの（三次市の区域内における建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。）	建築計画概要書等北部閲覧所	三次市十日市東四丁目 広島県北部建設事務所	三次市及び庄原市の区域内における建築物、建築設備又は工作物に係るもの（三次市の区域内における建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。）

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。